

# PICMG JAPAN 会則

2003.05.15

## ●名称

- 1 組織の名称は、PICMG JAPAN とします。

## ●目的

- 1 会員企業が提供するPCI をはじめとしたオープン・バス・テクノロジーベースの産業用組込ボードおよび関連製品の日本市場での普及・拡大を目指します。
- 2 上記の目的をサポートするため、会員企業と共に各種のプロモーション活動を展開します。

## ●会員制度

- 1 会員企業は、上記の目的に強い関心を持ち、PCI をはじめオープン・バス・テクノロジーをベースにした産業用組込ボードおよび関連製品(組込システム、ソフトウェアを含む)を、日本市場で提供する企業からなります。
- 2 会員は、スポンサ会員、ベンダー会員からなり、会費は、以下の通りとします。いずれも消費税込みの価格です。  
スポンサ会員 :年会費525,000円。  
ベンダー会員 :年会費210,000円。
- 3 会員の有効期間は、申込日の月初から1年間とし、会員が有効期間中に脱会しても会費は返金されません。
- 4 会員は、会員としての有効期間中に開発されたPICMG US の最新英文規格を、1部無償提供されます。会員は、会員企業内での使用に限定して、事務局の提供する英文および和文の関連規格書を割引購入することができます。但し、その際は、所定の形式に基づき、すべての読者リストを事前に事務局へ提出しなければなりません。
- 5 会員は、PICMG US で開発中の各種規格開発情報に早期アクセスすることができます。
- 6 会員は、PICMG およびPICMG JAPAN のロゴマークを使用することができます。
- 7 会員は、PICMG JAPAN の主催するプロモーション活動に割引参加できます。会員はまた、PICMG JAPAN が発行するあらゆる媒体(Home Page やMailing List を含む)において、それぞれの会員であることを紹介されます。
- 8 理事会において、会員として不適切と認められた会員は、たとえ会員期間中であってもその資格を失うことがあります。その場合、事務局は、その理由を速やかに全会員に告知しなければなりません。資格を失った会員は、その会費を返金されません。

## ●スポンサ会員

- 1 スポンサ会員は、組織の理事候補となることができます。
- 2 スポンサ会員は、組織の会合のすべてに対して参加権、投票権を持ちます。
- 3 スポンサ会員は、組織の各種プロモーション活動に有料で参加する場合に、そのプロモーション活動のスポンサ企業としての特典を得ることができます。
- 4 スポンサ会員は、その会員企業が主催するセミナーにおいて、事務局と相談の上、PICMG JAPAN 名を共催団体として告知することができる他、講演依頼をすることができます。

## ●ベンダー会員

- 1 ベンダー会員は、スポンサ会員数が理事の必要数に達しない場合に、組織の理事候補となることができます。
- 2 ベンダー会員は、理事会を除く組織の会合のすべてに対して参加権、投票権を持ちます。上記の規定で理事に就任したベンダー会員は、理事会での参加権も投票権も行使できます。

## ●理事

- 1 理事は、原則として、全体会議に参加するスポンサ会員の中から全体会議で選出します。但し、スポンサ会員の数が理事の必要数に達しない場合は、ベンダー会員の中から全体会議で選出します。
- 2 理事の数は、少なくとも3名以上とします。
- 3 理事は、PICMG JAPAN の議長候補となることができます。
- 4 理事の任期は1年間とし、再選も可能とします。
- 5 理事会において不適切と判断された理事は、解任されます。その場合、事務局は、直ちに、その理由を全会員に告知しなければなりません。
- 6 理事は、PICMG JAPAN の技術委員会および企画委員会の委員長に、優先的に選出されます。

## ●議長

- 1 議長は、理事の中から互選により選出されますが、第一候補はスポンサー会員の理事の中から選出することとします。但し、それが不可能な場合は、理事の中から互選により選出されるものとします。
- 2 議長は、その任期期間中、事務局と共にPICMG JAPAN の運営に責任を持ちます。
- 3 議長の任期は1年間とし、再選も可能とします。

## ●理事会

- 1 理事会は、PICMG JAPAN の活動方針、活動内容を討議、決定することができます。但し、会員は、理事会で決定した活動内容に拘束されません。
- 2 理事会は、理事と事務局から構成され、必要に応じて開催します。
- 3 理事会の決定事項は、事務局によって、全会員に直ちに告知されなければなりません。

## ●全体会議

- 1 全体会議は、理事選出のために、最低でも年に1回開催されなければなりません。
- 2 全体会議は、必要に応じてPICMG JAPAN の会則を追加・改定することができます。
- 3 全体会議は、参加希望のすべての会員と事務局から構成されます。

## ●技術委員会・企画委員会

- 1 PICMG JAPAN は、必要に応じて技術委員会および企画委員会を組織し、運営することができます。
- 2 技術委員会および企画委員会の委員長は、原則として理事の中から選出されます。但し、理事の中から委員長が選出できない場合は、他の会員企業と事務局の中から選出できます。

## ●事務局

- 1 事務局は、理事会で決定した活動方針および活動内容のもとで、PICMG JAPAN の日常活動を行います。
- 2 事務局は、PICMG JAPAN を代表して外部団体/企業との交渉に当たります。
- 3 事務局は、東京都杉並区高円寺南1-5-4に設置します。

## ●補足

- 1 各種会議での決定は、投票参加者の多数決によります。
- 2 投票権は、1会員企業につき1票とします。
- 3 理事候補は、自ら立候補するか全体会議参加者の推薦によらなければなりません。